

重要事項説明書(介護保険)

令和6年6月1日現在

1. 事業主体

法人名	株式会社 Re ambitious
所在地	神奈川県秦野市柳町2丁目4番22号
代表者氏名	代表取締役 福島 努
連絡先	電話 0463(71)5425 FAX 0463(71)5421

2. 事業所の概要

事業所名	訪問 R-station
所在地	神奈川県秦野市柳町2丁目4番22号
管理者	和田 泰子
連絡先	電話 0463(71)5425
事業者指定番号	1462890101
サービス提供地域	秦野市、伊勢原市、平塚市、南足柄市、中井町、開成町、松田町、大井町

3. 事業所の職員体制

職種	職員数	勤務形態	職務の内容
管理者	1名	常勤 兼務	管理者(看護師)
看護職員	6名	常勤 非常勤	看護師
リハ職員	9名	常勤	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士

4. (1)営業日・時間

営業日	月曜日から金曜日(月曜日から金曜日の祝日も営業)
休業日	土曜日・日曜日 (年末年始12月29日から1月3日休日扱いとなります)
営業時間	8:30~17:30

(2)サービス提供時間

・営業日・営業時間外に関わらず24時間体制を取っておりますので、緊急時などは、時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります(利用料金については、料金表をご参照下さい)。

5. 事業の目的

契約者の心身の機能の維持回復を目指すとともに、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の療養生活を支援すること。

要介護・要支援状態にある地域の高齢者に対し、医師の指示、ケアプランに基づき、適切な訪問看護・介護予防訪問看護を提供することを目的とします。

6. 運営の方針

要介護・要支援者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行います。

事業運営の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、保健・医療・福祉サービス及び、居宅介護支援事業者・関係市町村との密接な連携及び調整に努め協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

7. サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当センター お客様相談窓口 (土曜日・日曜日・年末年始を除く)	電話/FAX 0463(71)5425/5421 責任者 和田 泰子 対応時間 9:00～17:00
---------------------------------------	--

(2) 次の公的機関においても苦情申し出ができます。(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

秦野市役所 高齢介護課 平塚市役所 介護保険課 伊勢原市役所 介護高齢課 中井町役場 健康課 開成町役場 保険健康課 松田町役場 福祉課 大井町役場 介護福祉課 南足柄市役所 高齢介護課 ※各対応時間 8:30～17:00	0463(82)9616 0463(21)8790 0463(94)4711 0465(81)5546 0465(84)0320 0465(83)1226 0465(83)8011 0465(73)8057
神奈川県医療安全相談センター ※対応時間 10:00～12:00 13:00～15:00 ※FAXは24時間対応可	045(210)4895 045(662)7904(FAX)
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護保険課 介護苦情相談係 ※対応時間 8:30～17:15	045(329)3447 (苦情専用)

8. 事故発生時の対応

サービス提供により利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、関係医療機関、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償いたします。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

9. サービスの提供内容

主治医の指示書、居宅サービス計画書に基づき、当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要なケア・処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問リハビリテーションを行います。

理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりに訪問いたします。

①看護行為

- ・バイタルサインチェック(血圧・体温・脈拍・呼吸・簡易酸素飽和度測定等)
- ・身体の保清(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・手浴・足浴など)
- ・療養指導(日常生活における注意事項・疾患に対する指導・食事指導・排泄指導など)

②医療的処置行為

- ・創傷処置、褥瘡処置(傷の手当ケア)
- ・在宅酸素療法管理ケア(呼吸管理ケア)
- ・在宅人工呼吸器管理ケア(呼吸管理ケア)
- ・喀痰吸引・管理(呼吸管理ケア)
- ・胃ろうチューブ、経鼻チューブ管理ケア(栄養管理ケア)
- ・尿道留置カテーテル、膀胱ろうカテーテル、自己導尿管理ケア(排尿管理ケア)
- ・人工肛門・人工膀胱管理ケア(排泄ケア)
- ・浣腸・摘便(排泄管理ケア)
- ・点滴
- ・服薬管理 等

③リハビリテーション援助行為

- ・拘縮予防・歩行訓練・関節可動域訓練・筋力増強訓練など
- ・言語訓練・嚥下訓練・作業訓練など
- ・認知症予防指導など

④家族・介護者援助

- ・介護方法指導、社会資源の紹介
- ・療養環境の整備、工夫・安全対策の工夫・感染症に対する援助など
- ・介護者の健康相談・助言など

10. 職員の研修機会の確保

職員の質的向上を図るための研究・研修の機会を確保し、業務体制を整備します。採用時 1 か月以内の研修、採用後 1 年以内の研修を実施します。また、採用後 1 年以降の職員に対しても、継続研修として、最低年 2 回以上の研修の場を設け、職員全体の共通認識を深めることに努力します。

11. 衛生管理

職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。また、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。職員には手指消毒アルコールを持参させて

いますが、感染予防のためにも、訪問開始時・終了時、処置開始・終了時に手洗いのための場所をお借りさせていただけますよう、ご協力お願いいたします。

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所は、従業者に対し、感染症予防及びまん延防止のための研修を定期的実施します。

12. 秘密の保持

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に洩らすことはありません。あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件のもとで個人情報を利用できるものとします。

13. 虐待防止

事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 看護師等に対し、虐待防止の研修を定期的に行い、適切に実施するための担当者を置きます。

事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

14. 身体拘束等の原則禁止

事業者はサービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

15. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。